

町田市就学援助費支給要綱及び町田市就学奨励費支給要綱の一部改正について

町田市では、経済的にお困りのご家庭及び特別支援学級に在籍するお子さまのご家庭を対象に、小中学校の授業や行事に必要な費用を就学援助費または就学奨励費として支給しています。2024年2月に実施した就学援助費支給要綱及び就学奨励費支給要綱の一部改正についてご報告いたします。

## 1 改正内容

- (1) 保護者がいない場合は、児童生徒と同居し、かつ、その生計を維持する者にも就学援助費・就学奨励費を支給できることとしました。
- (2) 公金振替により支給する費目に、体育実技用具費、卒業アルバム費を追加します。

## 2 改正の背景及び理由

### (1) について

就学援助費・就学奨励費の支給対象は、保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人））と定められています。しかし、昨今様々な事情により保護者以外へ支給することが必要な事例が生じているため改正を行いました。

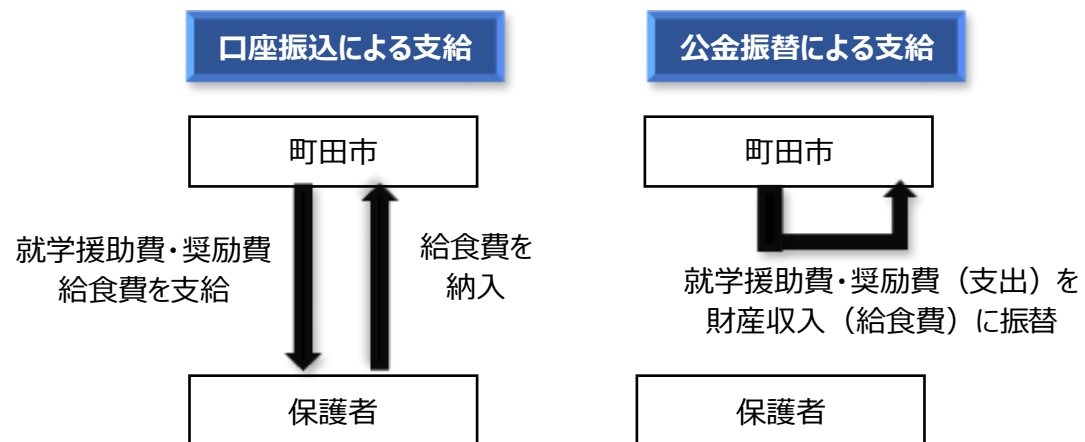
#### 【保護者以外へ就学援助費を支給することが必要な場合】

- ・親権者の死亡、失踪等により子を監護すべき者や未成年後見人がいない場合
- ・親権者は存命だが、育児放棄等の理由によってやむを得ず子を預かって監護し、その生計を維持する者から申請があった場合
- ・親権者が収監されている場合

### (2) について

就学援助費・奨励費は、口座振込により支給することを原則としています。しかし、小学校全校及び武蔵岡中学校の給食費については、保護者が納入する給食費が公会計化されているため、就学援助費・奨励費の支出を直接収入に振り替えること（公金振替処理）により支給を行っています。2023年4月から学校教材費が公会計化されたことに伴い、就学援助

費・奨励費の費目のうち体育実技用具費、卒業アルバム費についても同様の取り扱いに変更するものです。



町田市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱

町田市就学援助費支給要綱（2000年4月1日施行）の一部を次のように改正する。次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>第2 定義</p> <p>この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 保護者 法第16条に規定する保護者。<u>ただし、当該者がいないときは、未成年者と同居し、かつ、その生計を維持する者</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>第7 援助費の支給方法</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>次に掲げる援助費の支給方法は、教育長が別に定める。</u></p> <p><u>(1) 町田市立中学校に就学している学齢生徒の体育実技用具費に係る援助費</u></p> <p><u>(2) 町田市立学校に就学している学齢児童及び学齢生徒の卒業アルバム代等に係る援助費</u></p> <p><u>(3) 町田市立小学校に就学している学齢児童及び町田市立武蔵岡中学校に就学している学齢生徒の給食費に係る援助費</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>第2 定義</p> <p>この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 保護者 法第16条に規定する保護者</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>第7 援助費の支給方法</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>町田市立小学校に就学している学齢児童及び町田市立武蔵岡中学校に就学している学齢生徒の給食費に係る援助費の支給方法は、教育長が別に定める。</u></p> <p>3・4 略</p>

附 則

この要綱は、2024年2月19日から施行し、改正後の町田市就学援助費支給要綱の規定は、2023年4月1日から適用する。

町田市就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱

町田市就学奨励費支給要綱（2000年4月1日施行）の一部を次のように改正する。次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>第1 目的</p> <p>この要綱は、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）において、特別支援学級に就学し、又は一定の障がい等の要件に該当し、通常の学級に就学する児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。<u>ただし、当該者がいないときは、当該児童又は生徒と同居し、かつ、その生計を維持する者をいう。</u>以下同じ。）に対し、就学奨励費（以下「奨励費」という。）を支給することにより、その経済的負担を軽減し、もって義務教育における特別支援教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>第7 奨励費の支給方法</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>次に掲げる奨励費の支給方法は、教育長が別に定める。</u></p> <p><u>(1) 町田市立中学校に就学している生徒の体育実技用具費に係る奨励費</u></p> <p><u>(2) 町田市立学校に就学している児童及び生徒の卒業アルバム代等に係る奨励費</u></p> <p><u>(3) 町田市立小学校に就学している児童及び町田市立武蔵岡中学校に就</u></p>	<p>第1 目的</p> <p>この要綱は、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）において、特別支援学級に就学し、又は一定の障がい等の要件に該当し、通常の学級に就学する児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、就学奨励費（以下「奨励費」という。）を支給することにより、その経済的負担を軽減し、もって義務教育における特別支援教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>第7 奨励費の支給方法</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>町田市立小学校に就学する児童及び町田市立武蔵岡中学校に就学する生徒の給食費に係る奨励費の支給方法は、教育長が別に定める。</u></p>

改正後	改正前
<p data-bbox="285 284 791 367"><u>学している生徒の給食費に係る奨励費</u></p> <p data-bbox="229 389 316 421">3 略</p>	<p data-bbox="874 389 960 421">3 略</p>

附 則

この要綱は、2024年2月19日から施行し、改正後の町田市就学奨励費支給要綱の規定は、2023年4月1日から適用する。